

平成24年2月16日

平成24年

第2回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成24年第2回教育委員会定例会会議録

平成24年2月16日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

藤崎雄三	委員	委員長
横川敏男	委員	委員長職務代理者
鈴木清子	委員	
尾形威	委員	
芳賀淳	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武史
教育地域力・スポーツ振興担当部長（教育総務部副参事（国体担当）事務取扱）	赤松 郁夫
教育総務課長	松本 秀男
施設担当課長	西野 正成
教育事務改善担当課長	室内 正男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	飯田 衛
校外施設整備担当課長	星 光吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁史
教育センター所長	菅 三男
社会教育課長	木田 早苗
大田図書館長	原 聡

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第2回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 藤崎 雄三

○ 委員長

ただいまから、平成24年第2回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので会議は成立する。
なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様は傍聴許可を求める。許可をしてよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入場)

○ 委員長

次に、会議録署名委員に横川委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○ 委員長

教育長から報告を求める。

○ 教育長

資料に基づき、2点ほど報告する。

一つは、昨日、プレス発表した資料であるが、平成24年度予算(案)の概要の説明である。平成24年度の予算については、来る2月23日から3月27日にかけて区議会第1回定例会が開催されるが、その中で審議される内容である。平成24年度の予算は2,264億4,779万余円で、平成23年度比で1.9%の減となっている。このうち教育に関連するものについては、まず子育て・教育に関する事業として、小学生駅伝大会の実施、学校運営システムの運用、校庭の芝生化、校舎等の改築である。もう一つは観光・文化に関する事業として、川瀬巴水コレクションの購入である。

このうちの幾つかを説明すると、小学生駅伝大会は60校を半分に分けて、平成24年度から実施しようというものである。川瀬巴水コレクションは、川瀬巴水は国内に限らず、海外でも大変人気のある芸術家だと思うが、この方の遺族の方たちが所蔵されている資料をこのたび譲り受けることができることになった。現在所蔵している川瀬巴水の資料に合わせて、郷土博物館としては大変充実したコレクションとなる。区民の方たちに公開し、見ていただくことは大変有意義なことだと思われる。将来は川瀬巴水のコレクションが前面に出るような施設ができていくといいと考えている。

平成24年度一般会計予算(案)集計表中、(2)歳出(款別)の9に教育費があるが、213億4,481万余円で、昨年と比べ36億余円の減で、14.5%のマイナスになっている。こ

これは経常経費の見直し等の努力と、もう一つは6月30日にオープンする大田区総合体育館の建築費等が平成24年度は計上されなかったというマイナス要因が大きいと考えている。

以上が、大まかではあるが、教育予算の内容である。また、区議会第1回定例会の初日に藤崎委員長に教育委員会の所信表明をしていただく予定であるので、よろしく願います。

もう一つの資料であるが、これは読売新聞の記事で「歩かない小学生」という東京都教育委員会の調査の結果について記載されているので、これに関連して説明する。30年前と比べて、子供は歩かなくなったということである。

30年前、1980年代の小学生については、国立健康・栄養研究所の調査によると、男子が1万8,000歩から2万1,000歩を、女子は1万4,000歩から1万7,000歩を歩いたということである。このたび調査したところ、男女平均だと思うが、小学生は1万1,382歩しか歩いていないということであり、1980年代と比べると30%の減で、歩かなくなってしまったということである。この間、別の資料では投げるとか走るとか跳ぶといった運動能力が30年前と比べて相当下がっており、現在は若干回復ぎみのところもあるが、まだまだ当時と比べたら相当劣っている。運動能力は具体的な運動形態の中で調査した資料からいくと落ちていることになる。

その中の資料を基にして考えたときに、歩数が多い子どもは体力がすぐれており、歩数と体力との相関関係があるということが言われている。体力の向上を図るためには歩数を増やせばよいということが単純に成り立つのかどうか、たくさん歩いて体を動かしていくと、体力も向上するという推論は成り立つと思われるが、逆も真なりと言い切れるかどうか。おそらく一般的にはそう考えてもおかしくないとは思いますが、歩数が多い子どもが体力が高いということは一応、経験則で証明されているのだと思う。

しかし、体力の向上のためには歩くのがいいという一般論だけでは十分ではないので、この辺は各小学校においてそれぞれ独自の取り組みをして体力向上に努めているので、そのような様々な取り組みの仕方などのデータを集計して、その結果、どんな風に体力向上につながっているかという結果の分析をしていく中で明らかになるのだと思う。

これと関連して、1980年代に本を出した山本七平さんという方がいらっしゃる。その著書の中にテストによる国際比較という記述がある。日本は常に世界のトップだ、日本の生徒は世界一優秀だ、世界一の学力があるとすれば、日本の教育が世界一だということになりそうだが、そうはいかない面がある。日本の生徒がトップだといってもこれは受験技術力が上だということの証明にしかならないのではないかと、テストの結果が果たして正しいかどうか相当に疑問があると書かれている。

山本さんは、日本は当時、国際比較のあらゆるところでトップだといっても、本当の学力かどうかは疑問だという考え方なのであるが、私が注目したのは、1980年代は体力もそうであるが、学力も日本は当然のごとくトップクラスであるということである。体力が落ちているという自覚は当然ないのだが、時代の流れの中でこれから10年もたたないうちにバブルが崩壊して、その後ゆとり教育が入った上でここ10数年を見ると、世界一の学力トップだということがかつてあったのかと思うぐらいに信じがたいことが起こってきたと考えられる。

当時の山本七平さんの発言というのは、ある意味では余裕のある発言だと思う。日本の子どもがトップだという状況は当然だとしても、内容はどうなのかという非常にまだまだゆとりがある意見ということである。

ところが、今はPISAのテストの結果を見てもベスト3に入るのはなかなか厳しく、どうしたらいいのかという教育環境になってしまった。一体この30年前と今の間に何が起きているのか、その間に介在している社会の変化は何か、何が原因でこうなったのかということは十分分析に値することではないかと私は思う。

PISAの試験の場合は、日本の学力は一見それほど変わらないとして、他国の香港や韓国などのレベルが上がって、相対的に日本が一番沈下したのか、日本の学力が低下していったがために他国に追随することになったのか、その辺は断定できないが、この30年間で学力が二極化して、基礎力を欠いた子が相当数生じたということは事実であろう。

それは平均値を出していくと、学力の平均値は下がっていると思う。そうだとすると、そこに介在しているものは何なのか、戦後ひたすらに経済的な豊かさを目指して一生懸命勤労し勉強をしてきた。それが社会全体の大きな熱というか、願望と努力というものがあつたのだが、バブル崩壊の後、いろいろな事象において勤勉さやモラルが落ちてきたように見える。

子どもたちにもそういった社会変化の影響が反映してきていると考えられる。これを立て直すためには、例えば小学校で取り組んでいる体力向上を目指した活動を強化する。体力の低下が学力の低下と即、結びつくわけではないにしても、目的意識を明確にして、くりかえし一定のルールのもとで体力面での技能を向上させる。このことにより、規範意識も向上すると思うし、また、成功体験を通して意欲も明確になると思う。この結果学力向上への流れができるのではないかと考えている。

いずれにしても、現在は基礎学力の向上と体力の向上は関連を意識してしっかり取り組んでいかないといけないと思う。

○ 委員長

ただいまの教育長の報告に関して意見・質問はあるか。

○ 尾形委員

学力のことだが、今年度は多くの教育研究発表会に参加させていただいたが、そこで幾つか感じたことがあつた。

一つ目は参加者がとても多いということである。今までに比べると今年は何の会場も200名を下回ったことはないのではないかとと思うくらい本当に参加者が多く、先生方もメモを取って自分の教育活動に生かしていこうという熱心さが見える研究会が多かつたと感じた。それから、そのときに若手の教員もとても多く、盛り上がったと感じた。

二つ目は発表会の教科のバランスが非常によかつたと思う。いろいろな教科で、いろいろなねらいがあり、バラエティに富んでいて、いろいろなニーズに合つた研究会であつたと思う。

三つ目は教師の指導力が向上したので学力が高まつた、または体力が高まつたという

成果が多かったと思う。お互いに学力を高めたり体力を高めたりするには、やはり教師の指導力は欠かせないのかと、そういう意味で各校での連携をもっと重視していかなければいけないかと実感した研究会であった。本当に多くの人に参加してとてもいい研究会が多かったと思う。

その中で課題が見えてきたことも少しあった。これはすぐには解決しないかと思うが、研究発表会も含めて、ある有名な方が一方的に講演する形が多いかと思った。今は本当に若い人が多いので、もう少し参加型の研究発表会、協議会があったらいいかと思う。例えばブースに分かれて、そこで低学年・中学年・高学年に分かれるとか、いろいろな参加型のものがもう少し必要なかと思った。私は、東京都の教員になる学生を教えているが、それもほとんど参加型にしている。

それから、もう一つは発表会も多くなってきたので、仮称ではあるが「おおた教育の日」とか「おおた研究発表会の日」とかを一つか二つ設けて、すべて案内状も一つにして、全部の先生が参加するとか、地域や保護者、町会長、教育関係担当の人も参加を呼びかけ、そこで「おおたの教育」を発表するという形にしていくのもいいかと思った。

また、大田区では今、地域支援本部などを非常に大きく重点にしているが、やはりそういう地域支援本部を活用して学力を高めたり、体力を高めたり、または大田区で予算をつけている学習指導講師とか、スクールカウンセラーなどをどう活用したら学力が高まり、子どもたちの心が豊かになるかなど、難しいと思うが、お金とその成果が出るようなそのような研究があるといいのかと思った。

○委員長

ほかに意見・質問はあるか。

○芳賀委員

今、尾形委員から研究発表会のお話があったが、私も2月10日に千鳥小学校の研究発表会に行ってきた。「伝え合う力を高める言語活動の工夫」という国語の発表で、生徒さんたち皆さんがはきはきと発言しているのがとても印象的であった。いろいろな学年を回ったが、5年生の「わらぐつの中の神様」という作品の登場人物の気持ちを探るという授業に、特に私は一番興味を引かれた。

翌日、仕事仲間には実はこういう発表会に行って、こういう授業を聞いてきたという話をした。そうすると後輩が「わらぐつの中の神様で恋愛のテクニックを学べるということを知っていますか。」と聞いてきた。

一つの解釈で、彼の話は非常におもしろかったのだが長くなるので一つだけ、どのようなことをいったのかご紹介すると、主人公のおみつさんは雪下駄がほしくなったが、親が買ってくれず自分でお金を稼がなければいけないので、彼女はわら靴をつくることを選ぶわけである。女の子だから裁縫をするということも考えられたのに、わら靴をつくった。しかも大人の男の人が買うようなわら靴なのである。結局、男の人が履くわら靴だったからこそ、若い大工さんが繰り返し買って来て、彼がプロポーズをしてくれるというストーリーになるわけである。

この話を読むときは、そこを読み飛ばしては絶対にだめなのだというのが彼の解釈な

のである。そのほかにも幾つかポイントがあって、なるほどそうかとみんなでああでもない、こうでもないという読み方をして結構、盛り上がった。調べてみると、この「わらぐつの中の神様」は、昭和52年に始めて光村図書が教科書に採用して、以後35年以上、ずっと続いている。光村図書の教科書のシェアを考えると、今45歳以下の国民の半分以上が恐らくこの話を読んでいるので、先程説明したように、あの話だとみんなで盛り上がる土壌があるわけなのである。

別に小学校5年生に恋愛テクニックを教えろという意味で言っているわけではなく、なぜこの話を長々としたかという、千鳥小学校の研究発表の中で、单元ごとに学習カードをつくり、生徒自身に自己評価をさせるとともに、親にもコメントしてもらおうという活動をしているという話を伺った。

それはなぜかという、親子での伝え合いを目当てにするということだそうである。そうすると小学校のときに読んだ作品を大人になってもう一度読むと、子どものときにそう思ったという感覚もあれば、今思うと全然違う読み方になるという感覚もあると思う。だから、保護者にとっても感受性を磨くよい機会になると思うし、それを親子で語り合うこと自身もまたおもしろいかと思う。大変よい企画で、発展性のある企画だと思うので、ぜひこれは続けていっていただきたいと思った。

○委員長

ほかに意見はないか。

私も一言だけ申し上げると、保護者の立場からすると、自分の子どもを行かせる学校を、自分の子どもが行っている間の学校なのか、それ以降も続く学校なのかという時間軸をどこに置くかによって、研究発表会もとらえ方が全然違ってくる。

先生が研究発表の教材をつくっていて、自分の子どもたちが休み時間に話を聞きに行ったときに、「今、忙しいから」って言われるくらいなら、研究発表をやらないでほしい、研究発表に時間をとられるくらいなら、子どものほうを見てほしいという親の意見もある。

研究発表で向上していくことによって、ゆくゆくは子どもに利益が返っていくのだということを、自分でも難しいところなのだが、自分の子どもに直接利益が返ってくるのか、長い目で見て大田区の子どもに対して返ってくるのか、時間軸がずれることによっていろいろな意見が出てくる。中長期で見ると必ずいいことではあるが、一部に先生たちがいつも研究疲れをしているのではないかという意見が出ているということも情報として話しておく。

○教育長

今、藤崎委員長の話を聞いて思い出したが、校舎の改築なども自分の子どもは改築のときの現役ではなくて、改築が終わってから学校に入りたいという人の話をよく聞く。これから改築するといったら何かと不自由な状態が想定される。改築はしてもらいたいが自分の子どもたちが卒業した後にしてくれとか、下の子が入る頃にでき上がるようにお願いしたいと言われる。直近の利害と将来的な利害とのギャップがある。研究発表会はやはり教員の皆さんが研究のための研究をするものではない。本来の研究は自分自身

の教師としての資質を向上させていくこと自体が、自分にとっても非常に有益で楽しいことだろうと思う。また、自分のミッションにあって頑張るぞと返ってほしいが、超過勤務労働の一つとして挑まなければならないとするとなかなかいい結果も出ないだろうし、そのストレスが子どもたちに向いてしまうのでは何にもならないということになる。校長先生方は研究発表をまとめて、あれだけのものをつくるというのは個々の先生方も相当努力をしていると評価している。我々もそのとおりに思うので、そのことは称えてあげないといけないと思う。

○ 委員長

意味があることを実施しているのは事実である。

ほかに意見はあるか。

○ 芳賀委員

2月4日に「おおたオープンファクトリー」が開催され、武蔵新田や下丸子の工場を公開して見学できるという企画があり、大田区も後援していたと思うが、子どもと一緒に見てきた。印刷工場や金属工場の機械を実際に動かしているところを見せていただき、非常に子どもも目を輝かせていて、大変喜んでいて、工場の方たちもお仕事の傍らで申しわけないことだったが、いろいろ仕事の材料などを出してきてくださって、印刷は黒、青、赤、黄色の順で色を重ねていくのだとか、そういうものをいろいろ見せていただいて、私も勉強になったし、子どもも喜んでいて。

実際あまり気がついていなかったが、ここにはこういう工場があるのだと気がつく、町なみも違って見えてくるということがやはりある。活動の基本はボランティアで実施しているようであるが、大変よい企画だと思うので、ぜひ続けていっていただきたいと思った。

○ 教育長

それは観光協会が企画して、それをオープンファクトリーとして公開したものである。やはり大田区の中小企業の優秀さをプレゼンテーションしようということが大分前から考えており、実際に仕事の現場をどうやったら見せられるかとなると、仕事の妨害になってはいけないので、なかなか難しいのが現状である。でも、やはりこれだけの能力のある人たちが一生懸命、技術を日々更新して、これを見ると子どもたちに対しても非常にすばらしい効果が出るだろうと思ひ、前から企画はされていたようである。このたび、それが実現して、大田区も体験学習などで中小企業の皆さんと話をしてみせてもらったり、体験させてもらったりしているが、そのようなものをもっと拡充できたらいいと考えている。

○ 委員長

それでは、ただいまの教育長の報告を承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

それでは、承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○ 委員長

日程第2について、部課長の説明を求める。

○ 社会教育課長

資料) 「大田区スポーツ推進計画」パブリックコメントに対する回答
第65回区民スポーツ大会(春・夏季)予定表
平成23年度 青少年健全育成大会の実施について

私からは3点、報告する。

1点目に「大田区スポーツ推進計画」のパブリックコメントの結果について報告する。「大田区スポーツ推進計画」の策定に先立ち、昨年12月12日から26日までパブリックコメントを実施した。メール、FAX、または持参という様々な方法で、17名の方に貴重なご意見をいただいた。ご意見については庁内検討会に諮り、別紙のとおり回答させていただきたいと思っている。

13件のご意見をいただいているが、2番の「区内の近隣公園のほとんどがボール遊び禁止になっていて、このことが子どもの体力が低下につながっているかもしれないので、ボール遊びができる公園をつくってほしい。」という意見に対しては、「公園のボール遊びには軟らかいボールから硬いボール、また使用する方も幼児から高齢者までさまざまな方がいる中で、ボール遊びを禁止することにせざるを得ない場合が多々ある。今後は、それらの意見や要望、地域の特徴や状況を踏まえて魅力的な公園を目指していく。」と回答する予定である。

4番の「区内のスポーツの情報をホームページ上でわかりやすく示してほしい。」という要望については、スポーツ情報の発信について充実させていくことを推進計画にも載せている。「情報提供のあり方についてはホームページの活用等、わかりやすい情報提供に努めていく。」と回答する予定である。

次に5番の「区営のスポーツ教室の数・種類が他区と比較して少ないように感じる。」という意見についても、推進計画の中ではスポーツの多様な展開として、スポーツの参加機会を拡充していく中で、スポーツ教室の充実について計画をしているので、「スポーツ教室につきましては、より一層広く区民が参加できるものとすべく、生涯スポーツ促進の観点からも実施内容について検討していく。」と回答する予定である。

9番から最後の13番については、水辺のスポーツについてのご意見をいただいている。「カヌーやボートの栈橋等施設の構築、練習環境の整備、イベントの実施等、区としての具体的な施策を挙げてほしい。」というご意見である。推進計画の案では水辺のスポーツの普及について推進することに触れている。東京国体の大田区での正式種目がカヌ

ースプリント競技であり、大田区の地勢、特徴を鑑みれば、水辺のスポーツの充実については十分検討されるものではあるかと思うが、現時点では具体的な施策を掲載することは、検討が十分ではないため、「具体的な取り組みについては関係者の意見を聞きながら検討していく。」と回答する予定である。

このような貴重なご意見をいただいたことに対して、区民の皆様には感謝するとともに、計画にはなるべく反映できるものは反映させていこうと思っている。

2点目は、第65回 区民スポーツ大会（春・夏季）及びスポーツ奨励事業について説明する。一覧のとおり開催される予定である。開催種目は45種目で、今回もたくさんの区民の方に参加していただく予定のため、お時間がありましたらぜひお出かけいただければと思う。

3点目は、平成23年度 青少年健全育成大会の実施について説明する。

日時が平成24年3月4日の日曜日、午後1時30分から大田区民プラザ大ホールで実施する。プログラムは午後1時30分に開会し、あいさつ後アトラクションとして今年は大田区立安方中学校の吹奏楽部の皆さんに演奏していただく予定になっている。また、例年と同様に、大田区青少年表彰式、青少年表彰受賞者によるスピーチも予定している。こちらについても、地域の皆様方、たくさんの方にご協力いただき実施するものである。ぜひ、委員の皆様にもおいでいただければと思うので、よろしく願います。

○ 委員長

ただいまの報告に意見・質問等はあるか。よろしいか。
（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

それでは、今の報告について承認してよろしいか。
（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

では、承認する。

日程第3 「議案審議」

○ 委員長

事務局の説明を求める。

○ 教育総務課長

第6号議案 大田区大森スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について説明する。

提案理由は、大森スポーツセンター分館弓道場を5月31日で閉館するにあたり、施行

規則を改正する必要があるためこの案を提出する。

改正内容であるが、第4条の使用申請承認手続の特例で、施設又は付帯設備の一番下のほうにある弓道場、その使用手続欄の自動券売機に使用料を入れ、使用券又は回数券の交付を受けるという規定と、備考欄を削除するものである。

別表第1（第2条関係）の使用申請書の期間を定めているものであるが、この表の施設名、使用区分、使用申請書の提出期間のうち、施設名に分館として弓道場の表記がある。弓道場の廃止により、分館の部分を含めて削除し、本館の規定を置く必要がなくなるため、こちらを削除するものである。

様式については、第8号様式の弓道場使用券を削除する。第8号の2様式の弓道場回数券も削除する。

なお、施行日は、平成24年6月1日とする。

○ 委員長

ただいまの説明に関して意見はあるか。これは削除ということによろしいか。
（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

それでは、原案どおり決定してよろしいか。
（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

第6号議案については、原案どおり決定する。
第7号議案について、説明を求める。

○ 社会教育課長

第7号議案 大田区スポーツ推進計画の策定について説明する。

平成22年度末より進めてきた、大田区スポーツ推進計画の策定であるが、5回の庁内検討会、7回の作業部会、そして4回のスポーツ推進審議会を経て、また、先程、報告したパブリックコメント等の結果等を踏まえて、大田区スポーツ推進計画（案）を作成した。大田区では、初めてのスポーツ推進計画で、計画期間は、平成24年度から28年度までの5年間である。

昨年6月に国がスポーツ基本法を策定して、第10条で「地方公共団体が国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と規定している。大田区のスポーツ推進計画は、このスポーツ基本法の内容を鑑み、策定している。

昨年12月に素案を示しているが、その後に変更した点について説明する。

まず、37ページの「（4）障害者のスポーツ推進」についてであるが、施策の方向として、「健全者と障害者が一緒に活動できるスポーツやイベント等を検討していきま

す。」という項目を追加している。

続いて、38ページの「2. 「する」スポーツの多様な展開」について、施策の方向の

「水辺のスポーツの普及を推進していきます。」という項目であるが、先程パブリックコメント等の意見もあった。そのため、最後に「国体開催の経験、実績を将来にわたって活かしていくための施策の取組みについて、関係団体とも協議し検討していきます。」という一文を付け加えた。

続いて、40ページの「4.「支える」スポーツの推進」について、リード文の中で区の「地域力応援基金助成事業」の周知を図っていくことで、地域の団体のスポーツ活動を活性化していくことにも努めていきます。」という一文を追加している。また、施策の方向の「スポーツに関する顕彰を検討していきます。」という一文を追加している。

最後に、43ページの「1.スポーツ施設の整備充実」のリード文に、「特に調布地区への体育館建設に向けた取組み」という文言を明記している。また、施策の方向に「調布地区に体育館建設を検討していきます。」という一文を入れている。

今年は、大田区民にとってスポーツ推進元年と位置づけて、議決後にはこの計画を大田区のスポーツ推進の軸として、しっかり進めていきたいと思う。

○委員長

ただいまの説明に対して意見・質問あるか。

○尾形委員

ミスプリだと思うが、44ページ、施策の方向で、1、2、3、4番目の「学校施設の開放の利用方法等の検討していきます」は「の」ではなく「を」とし、「利用方法等を検討していきます」が正しいのではないか。

○委員長

確かに、方法等の検討、この「の」を生かすのだったら、「検討をしていきます」になるので、てにをはが合っていない。

○社会教育課長

訂正する。

○委員長

細かい修正をしてから、最終的に区民の目に触れる時期や方法というのはどのようになっているか。

○社会教育課長

議決後に、計画書を印刷し、そのタイミングでホームページ等にも掲示していくが、3月末を目指している。

○委員長

ほかに、意見・質問はあるか。

○鈴木委員

29ページの「課題4. 指導者の育成」について、スポーツ推進委員は地域にとって、身近なスポーツの指導者として認知させることは勿論、一生懸命いろいろなことを活動していることはわかっているが、これもまだまだ認知されていない部分が大分あるかと思う。それも含めて、ご当人たちは非常に努力をしておられるが、今、既存の指導者として、今どの程度、どういうスポーツの認定があるのか教えてほしい。

○ 社会教育課長

区としては、特にスポーツ指導者としての認定を行ってはいない。ただ、スポーツごとにそのような制度はあるとは思いますが把握はしていない。アンケートや区民意識調査などをすると、スポーツ推進委員の皆様には申し訳ないが、認識度が低いと感じている。実際には、特に地域の中ではニュースポーツなどを中心に、いろいろな活動をしていただいているので、PRも含めて検討をしていきたいと思っている。また、地域の中で、スポーツ推進委員の皆様の活動内容をもっとPRして、区民の方に身近なところで参加していただける機会をつくっていききたいと思う。

○ 鈴木委員

指導者の育成となると財源も必要になってくると思うが、それぞれのスポーツで、都や区なりに認定するような機関があるのかと思う。そのような場で資格などを取ってこられた方たちを、区民の皆さんにこういう指導者、いい方がいますよということをお知らせして、この方がいるからぜひ教わってみたいという状態になるように、皆さんがそういうスポーツに参加したくなるような方向へPRするとよいのではないかと思う。

○ 社会教育課長

了解した。地域の講習会のようなものなどは実施しているので、それで認定というわけではないが、充実を図って行きたいと思う。

○ 委員長

ほかに、意見・質問はあるか。よろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

では、第7号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

では、原案どおり決定する。

第8号議案について説明を求める。

○ 教育総務課長

第8号議案 公文書開示決定に係る審査請求の裁決について、説明する。

- 1 審査請求人は記載のとおりである。
- 2 裁決案が、別紙1のとおりである。

審査請求人は平成23年3月27日付で提起した公文書開示決定に対する審査請求について、次のとおり裁決する。主文、「本件審査請求を棄却する。」としている。

第1 審査請求の趣旨及び理由の「1 審査請求の趣旨」は、「教育長が、平成23年3月25日付けで審査請求人に対してした公文書開示決定について、当該公文書開示決定通知書に記載された開示公文書（別紙3の適応指導教室「つばさ」の設置要綱）は、請求人が請求したもの（別紙2の適応指導教室へ入室基準が示されている文書）とは相違するものであり、承服できないというものである。

「2 審査請求の理由」であるが、大田区教育委員会適応指導教室「つばさ」設置要綱をもって、適応指導教室への入室基準が示されている文書としているが、本件設置要綱には適応指導教室への「入室基準」は示されていない。請求人が請求したものは、「適応指導教室への入室に際してどのような基準があるのか明記されている文書」であることを正しく理解し、誠意をもって回答するよう要求する、というものである。

第2 審査庁の認定事実及び判断の「2 判断」は、（1）請求人は、同人が求めているのは「入室の基準」であり、適応指導教室への入室に際してどのような基準があるのか明記されているものであって、本件設置要綱はその要求を満たしていない、という。しかし、本件設置要綱第1条は、「この要綱は、大田区立学校に在籍する児童・生徒のうち心因的理由等により学校へ登校できない、もしくは登校しない状態にある者への指導のため、教育委員会適応指導教室を設置し、学校生活への適応を図ることを目的とする。」と規定している。また、第2条は、入室対象児童・生徒を具体的に記載しており、入室が可能な者を定めている。これは、入室のための一つの基準と見ることができる。更に、第7条は、入室は当該児童・生徒の自発的な意思に基づくこと、及び体験活動を経て、入室が当該児童・生徒にとって適切な方法であるか等について入室支援委員会に諮ることを規定し、同第8条において、入室支援委員会が審議をし、判断することを規定している。

（2）上記のような目的をもって設置された「適応指導教室」への入室が考慮される、心因的理由等により学校へ登校できない、もしくは登校しない状況にある児童・生徒は、様々に異なった状況にあることは推測に難くなく、固定的な入室基準を定めて当てはめることは相当でない認められる。

（3）そうすると、本件設置要綱以外に入室基準を定めた文書はないことから、実務の運用において個別・具体的に対応することは自然であり、これを是認することができる。

（4）そのほか、請求人において、具体的な文書の存在を指摘して、その開示を求めているものでもない。

（5）以上のとおりであるので、平成23年3月25日付け22教セ第10437号により、教育長が行った公文書開示決定は適法である。

3 よって、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法第40条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

この（案）については、大田区情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえたものである。

説明は以上である。

○ 委員長

ただいまの説明に対して、意見・質問はあるか。よろしいか。
（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

第8号議案について、原案どおり決定してよろしいか。
（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

それでは、8号議案について、原案どおり決定する。
第9号議案について説明を求める。

○ 教育総務課長

第9号議案 公文書開示決定に係る審査請求の裁決について、説明する。

- 1 審査請求人は、記載のとおりである。
- 2 裁決案は、別紙1のとおりである。

審査請求人が平成23年3月27日付けで提起した公文書開示決定に対する審査請求について、次のとおり裁決する。主文、「本件審査請求を棄却する。」

第1 審査請求の趣旨及び理由の、「1 審査請求の趣旨」は、教育長が平成23年3月25日付けで審査請求人に対してした公文書開示決定について、当該公文書開示決定通知書に記載された開示公文書（別紙3の大田区立教育センター教育相談員等設置要綱）は、請求人が請求したもの（別紙2の平成22年4月1日時点での適応指導教室に勤務する相談員の勤務時間の割り振りを示した文書）とは相違するものであり、承服できないというものである。

「2 審査請求の理由」であるが、大田区教育センター教育相談員等設置要綱をもって、「平成22年4月1日時点での適応指導教室に勤務する相談員の勤務時間の割り振りを示した文書」としているが、これは事実と相違する。中略するが、前述の大田区教育委員会適応指導教室担当統括指導主事の発言、及び平成22年7月2日付け教育センター所長発22教セ発第10114号「教育相談員（都費嘱託員及び都費非常勤教員）の勤務時間の割振り」に「教育センター及び適応指導教室「つばさ」に勤務する教育相談員（都費嘱託員及び都費非常勤教員）」と記されている事実から、本件設置要綱は適応指導教室に勤務する相談員（日勤講師）の勤務時間の割振りを定めたものではない。

第2 審査庁の認定事実及び判断の「2 判断」は、（1）大田区教育委員会非常勤職員の勤務時間の割振りは、本件設置要綱の別表1（勤務態様）によることが明文で規定されている。これに対して、都から派遣された教育相談員の勤務時間の割振りについては、本件設置要綱に明文の規定はなく、本件設置要綱の別表1（勤務態様）を準用し

ていた。大田区教育委員会適応指導教室担当統括指導主事から請求人への説明は、このことを述べたものと認められる。

(2)その後、平成22年7月2日付け22教セ発第10114号教育センター所長決定「教育相談員（都費嘱託員及び都費非常勤教員）の勤務時間の割振り」は、教育相談員（都費嘱託員及び都費非常勤教員）の勤務時間の割振りを、東京都公立学校再雇用職員設置要綱第9の2及び都立学校等に勤務する日勤講師の取扱に関する要綱第5の1に基づき定めた。また、平成23年3月24日付け教セ発第10418号教育長決定により、本件設置要綱を改定し、東京都教育委員会から派遣された東京都再雇用職員又は同非常勤教員についても、教育相談員等の職務及び勤務時間の割振りに関わる事項については本件設置要綱に従うことが明文で規定された。

(3)しかし、請求人の開示請求は、「平成22年4月1日時点での」と開示請求文書の時点を特定しているところから、教育長が、上記(2)記載の教育センター所長決定及び本件設置要綱の改定以前のものとして、同改定前の本件設置要綱及び別表1（勤務態様）を開示決定したことは是認できる。

(4)以上のとおりであるので、平成23年3月25日付け22教セ第10439号により、教育長が行った公文書開示決定は適法である。

3 よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第40条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

この（案）については、大田区情報公開・個人情報保護審査会からの答申を踏まえたものである。

説明は、以上である。

○ 委員長

ただいまの、第9号議案の説明について意見・質問はあるか。

（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

それでは、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

では、第9号議案について、原案どおり決定する。

第10号議案について、説明を求める。

○ 教育総務課長

第10号議案 学校事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について、説明する。

提案理由は、平成23年12月12日に発生した多摩川小学校の校外練習中の接触事故の損害賠償について専決処分により賠償金の支払いを行った。地方自治法180条に基づき本件について区議会への報告を行うものである。

なお、区議会は第1回定例会後の直近の議会に報告をする予定である。

事故の状況については、平成23年12月12日、午前9時25分頃、多摩川小学校の5年生の児童（以後、甲という）が、道幅2メートル程度の多摩川河川敷サイクリング道路において、同校の持久走大会の練習中、犬を連れた女性を避けようとし、甲が被害者（以後、乙という）に接触をした。その際、甲のひじが乙の右腰骨に当たり、乙は、右腸骨部打撲を負い通院加療を要したことから、乙は大田区教育委員会教育長へ賠償金の支払いを求めたものである。

事故後の処理であるが、被害者に対しては、負傷した治療費等の損害を賠償するものである。学校においては、校外練習方法の見直しと一般利用者への掲示物による説明やPTA役員の立ち会いにより事故防止に努めているところである。

対応の経過であるが、平成24年2月1日に示談書を取り交わして、2月15日に賠償金の支払いを行った。金額は、3万4,918円で、内訳は治療費が1万2,338円、休業損害が1万9,800円、交通費が2,780円、合計で3万4,918円というものである。

説明は以上である。

○ 委員長

ただいまの説明について意見・質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○ 委員長

それでは、第10号議案について、原案どおり決定してもよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○ 委員長

それでは、原案どおり決定する。

これをもって、平成24年第2回教育委員会定例会を閉会する。

（午後15時5分閉会）